

市川市・松戸市 行政パートナー協定書

市川市（以下「甲」という。）と松戸市（以下「乙」という。）は、葛南地域・東葛飾地域において、それぞれ重要な役割を果たしてきているところである。今後、さらなる住民サービスの向上のために相互の連携協力を目指し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が有する教育、医療及び公共施設等、それぞれの地域資源や特色を活かし、住民サービスの向上、地域交流の活性化、街づくりの推進等を図るために、相互に連携協力することを目的とする。

（体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、両市の政策企画を担当する部長等を構成員とする会議体を設置し、定期的に意見交換を行うものとする。その設置、運営について必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間の満了日までに本協定を更新する旨について、甲及び乙の双方が合意をした場合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 有効期間の満了を待たずに本協定を終了することについて、甲及び乙の双方が合意した場合は、本協定を解約することができる。

（その他）

第4条 本協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項等については、その都度甲乙協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

令和6年10月4日

甲 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

市川市

市長

田中



乙 千葉県松戸市根本387番地の5

松戸市

市長

本郷谷健次

